

# 山梨県公報

号外第三十号

平成十六年

六月二十四日

木 曜 日

## 目 次

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則……………四

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………四

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則……………五

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………五

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………五

山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………八

山梨県漁業調整規則の一部を改正する規則……………八

山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規則……………八

山梨県土地収用手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………八

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則の一部を改正する規則……………九

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………九

山梨県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇

## 規 則

### 山梨県規則第三十二号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表中、「北巨摩郡高根町」を、「北杜市」に、「南巨摩郡中富町」を、「南巨摩郡身延町」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十六年九月十三日から施行する。ただし、別表の改正規定(「北巨摩郡高根町」を「北杜市」に改める部分に限る。)は、平成十六年十一月一日から施行する。

### 山梨県規則第三十三号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一の表位置の欄中「東八代郡石和町」を「笛吹市」に改める。

別表第五位置の欄中「東八代郡石和町」を「笛吹市」に、「中巨摩郡竜王町」、「中巨摩郡敷島町」及び「北巨摩郡双葉町」を「甲斐市」に、「北巨摩郡長坂町」及び「北巨摩郡須玉町」を「北杜市」に改める。

別表第七位置の欄中「北巨摩郡明野村」を「北杜市」に改める。

### 附 則

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第五の改正規定(「中巨摩郡竜王町」、「中巨摩郡敷島町」及び「北巨摩郡双葉町」を「甲斐市」に改める部分に限る。)

二 別表第三の一の表の改正規定及び別表第五の改正規定(「東八代郡石和町」を「笛吹市」に改める部分に限る。)

三 別表第五の改正規定(「北巨摩郡長坂町」及び「北巨摩郡須玉町」を「北杜市」に改める部分に限る。)

同年十月十二日

同年十一月一日

### 山梨県規則第三十四号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則  
第一条 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表環境整備課の項に次の一号を加える。

六 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関する事務	1 第六十条第一項の規定による解体業の許可	2 第六十条第二項の規定による解体業の許可の更新	3 第六十二条第一項の規定による解体業の許可に係る申請事項の変更の届出	4 第六十四条の規定による解体業の廃業等の届出	5 第六十六条の規定による解体業の許可の取消し及び事業の停止の命令	6 第六十七条第一項の規定による破砕業の許可	7 第六十七条第二項の規定による破砕業の許可の更新
	林務 環境 部長	林務 環境 部長	林務 環境 部長	林務 環境 部長	林務 環境 部長	林務 環境 部長	林務 環境 部長

別表第二の四の表環境整備課の項第六号14を同号29とし、同号13を同号28とし、同

14 第三百三十条第一項の規定による関連事業者の報告の徴収	8 第七十条第一項の規定による破砕業の事業範囲の変更の許可	9 第七十一条第一項の規定による破砕業の許可に係る申請事項の変更の届出	10 第七十二条において準用する第六十四条の規定による破砕業の廃業等の届出	11 第七十二条において読み替えて準用する第六十六条の規定による破砕業の許可の取消し及び事業の停止の命令	12 第二百五十五条第一項の規定による許可に関する山梨県警察本部長の意見の聴取	13 第二百五十五条第二項の規定による処分に関する山梨県警察本部長の意見の聴取	14 第三百三十条第一項の規定による関連事業者の報告の徴収
	林務 環境 部長	林務 環境 部長	林務 環境 部長	林務 環境 部長	林務 環境 部長	林務 環境 部長	林務 環境 部長

別表第二の四の表環境整備課の項第六号14を同号29とし、同号13を同号28とし、同

号12を同号27とし、同号27の前に次のように加える。

25	第九十条第一項の規定による関連事業者に対する勧告									林務 環境 部長
26	第九十条第三項の規定による関連事業者に対する措置の命令									

別表第二の四の表環境整備課の項第六号11を同号24とし、同号1から10までを同号14から23までとし、同号に1から13までとして次のように加える。

1	第十九条の規定による指導及び助言									林務 環境 部長
2	第二十条第一項及び第二項の規定による勧告									林務 環境 部長
3	第二十条第三項の規定による措置の命令									
4	第四十二条第一項の規定による引取業者の登録									林務 環境 部長
5	第四十二条第二項の規定による引取業者の登録の更新									林務 環境 部長
6	第四十六条第一項の規定による引取業者の登録事項の変更の届出									林務 環境 部長

7	第四十八条第一項の規定による引取業者の廃業等の届出									林務 環境 部長
8	第五十一条第一項の規定による引取業者の登録の取消し及び事業の停止の命令									
9	第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録									林務 環境 部長
10	第五十三条第二項の規定によるフロン類回収業者の登録の更新									林務 環境 部長
11	第五十七条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録事項の変更の届出									林務 環境 部長
12	第五十八条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録の取消し及び事業の停止の命令									
13	第五十九条において準用する第四十八条第一項の規定によるフロン類回収業者の廃業等の届出									林務 環境 部長

別表第二の四の表環境整備課の項第六号に次のように加える。

30	第三百三十条第二項の規定による情報管理センターの報告の徴収									
----	-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附則

第一条の規定は平成十六年七月一日から、第二条の規定は平成十七年一月一日から施行する。

山梨県規則第三十五号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十六号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日 山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則  
山梨県条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の八の次に次の一条を加える。

（収納の委託基準）

第五条の九 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 契約予定日の直前の決算期から三年前までの各営業年度に係る貸借対照表において資本の欠損がなく、かつ、当該営業年度に係る損益計算書において当期利益があること。

- 二 普通地方公共団体の公金又は電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納について実績を有していること。

三 収納した金額、納付日等を電磁的記録（条例第七十三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）によつて正確に記録し、かつ、当該電磁的記録を電気通信回線を通じて、山梨県の使用に係る電子計算機に送信することができること。

第五十三条の二の第二項中「旧榑形町」を「榑形町」に、「石和町」を「笛吹市」平成十六年十月十一日における石和町の区域に限る。）に改める。

第六十四条第一項中「同項に規定する電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）を「電磁的記録」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十三条の二第二項の改正規定（「石和町」を「笛吹市（平成十六年十月十一日における石和町の区域に限る。）」に改める部分に限る。）は、平成十六年十月十二日から施行する。

山梨県規則第三十七号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則（昭和三十五年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の一の二の(二)中「二百四十六万八千円」を「二百四十三万三千円」に改め、同表の第一の一の三の(三)中「この(三)を」とを「この(三)が」に、同表の第一の一の三の(三)の表中「三三、八〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「三九、一〇〇円」に、「四九、八〇〇円」を「四九、六〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「三六、九〇〇円」を「三六、八〇〇円」に、「五一、六〇〇円」を「五一、四〇〇円」に、「六〇、五〇〇円」を「六〇、三〇〇円」に、「七五、八〇〇円」を「七五、六〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に改め、別表の第一の一の三の(三)の表中「一七、〇〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、別表の第一の一の六の(二)中「五十二万五千円」を「五十二万九千円」に改め、同表の第一の一の九の(三)を次のように改める。

- (三) 埋葬のため支出することができる費用は、一体当たり十九万三千円以内（死亡時において十二歳未満であつた者にあつては、十五万四千四百円以内）とする。

別表の第一の一の(四)の(1)中「三千二百円」を「三千三百円」に改め、同表の第一の一の(二)中「十三万八千五百円」を「十三万七千円」に改め、同表の第一の一の(1)の(1)

中「一万七千六百円」を「一万七千四百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(2)中「一万二千円」を「一万九千円」に改め、同表の第二の(一)の1の(3)中「一万六千六百円」を「一万四千四百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(4)中「一万七千四百円」を「一万七千二百円」に改め、同表の第二の(一)の1の(5)中「二万九千円」を「二万七千円」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県規則第三十八号

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則

**第一条** 山梨県障害者幸住条例施行規則（平成五年山梨県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 独立行政法人国立病院機構

十四 国立大学法人

**第二条** 山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を次のように改正する。

第九条第五号を次のように改める。

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第九条第七号を次のように改める。

七 独立行政法人都市再生機構

第九条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

#### 附則

第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十六年七月一日から施行する。

### 山梨県規則第三十九号

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県公害防止条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第九号）の一部を次のように

改正する。

第二十四条第一項中「、竜王町、敷島町」を削り、「の全域」を「並びに甲斐市のうち竜王、竜王新町、篠原、富竹新田、万才、名取、西八幡、玉川、長塚、大下条、中下条、島上条、天狗沢、大久保、境、牛匂、亀沢、打返、漆戸、獅子平、上菅口、下菅口、安寺、神戸、下福沢、上福沢、下芦沢、上芦沢、吉沢及び千田」に改める。

#### 附則

この規則は、平成十六年九月一日から施行する。

### 山梨県規則第四十号

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成十三年山梨県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「第二条の規定」の下に「及び附則第三項から第六項までの規定」を加える。

附則に次の四項及び二表を加える。

（ふっ素及びその化合物に関する経過措置）

3 指定工場のうち、一日当たりの平均的な排水の量が二十立方メートル未満であるものであって、附則別表一の上欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から平成十九年六月

三十日までの間、第二条の規定による改正後の山梨県公害防止条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第四の一の2の(一)の備考4の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

4 特定施設のうち、新規則別表第四の二の3の(一)の備考2に規定する既設であるものであって、附則別表一の上欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、新規則別表第四の二の3の(一)のふっ素及びその化合物の項の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

5 特定施設のうち、新規則別表第四の二の3の(一)の備考2に規定する新設であるものであり、かつ、一日当たりの平均的な排水の量が二十立方メートル未満であるものであって、附則別表一の上欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふ

つ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、新規別表第四の二の3の(一)の備考3の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

(ほう素及びその化合物等に関する経過措置)

6 附則別表二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に定める業種その他の区分に属する指定工場等に係る汚水の規制基準は、平成十六年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、新規別表第四の二の2の(一)のほう素及びその化合物の項及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項並びに同表の二の3の(一)のほう素及びその化合物の項及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の規定にかかわらず、それぞれ附則別表二の下欄に定めるとおりとする。

附則別表一 (附則第三項 第五項関係)

業 種	規 制 基 準
業 種 そ の 他 の 区 分	(単位 ぶつ素の量に して、一リットルにつき ミリグラム)
貴金属製造・再生業(一日当たりの平均的な汚水の量が 五〇立方メートル未満のものに限る。)	一一
プラスチック金属複合板製造業	一三
非鉄金属製錬・精製業(貴金属製造・再生業を除く。)	
化学肥料製造業	一五
ふっ化水素酸製造業	
ほうろつ鉄器製造業(一日当たりの平均的な汚水の量が 五〇立方メートル以上のものに限る。)	
うわ薬製造業(一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立 方メートル以上であり、かつ、ほうろつうわ薬を製造す	

るものに限る。)	
貴金属製造・再生業(一日当たりの平均的な汚水の量が 五〇立方メートル以上のものに限る。)	
電気めつき業(一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立 方メートル以上のものに限る。)	
旅館業(一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メー トル以上であるものであり、温泉(温泉法(昭和二十三 年法律第百二十五号)第二条第一項に規定するものをい う。以下同じ。)を利用するものであって、かつ、昭和 四十九年十二月一日において現にゆう出している温泉を 利用する旅館業に属しないものに限る。)	二五
ほうろつ鉄器製造業(一日当たりの平均的な汚水の量が 五〇立方メートル未満であるものに限る。)	
うわ薬製造業(一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立 方メートル未満であり、かつ、ほうろつうわ薬を製造す るものに限る。)	
電気めつき業(一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立 方メートル未満であるものに限る。)	五〇
旅館業(一日当たりの平均的な汚水の量が五〇立方メー トル未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び昭和四 十九年十二月一日において現にゆう出している温泉を利 用する旅館業に属するものに限る。)	

備考

1 この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号。以下「府令」といつ。)(第一条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

2 この表の上欄に掲げる業種その他の区分に属する指定工場等が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、新規別表第四の一の二の(一)、同表の二の三の(一)又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる規制基準が定められているときは、当該指定工場等に係る汚水については、それらの規制基準のうち、最大のものを適用する。

附別別表二(附則第六項関係)

有害物質の種類	業種その他の区分	規制基準
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に 関して、一リットルに つきミリグラム)	ほうろく鉄器製造業 つわ薬製造業(ほうろくつわ薬を製造するもの に限る。)	五〇
電気めつき業	下水道業(旅館業(温泉を利用するものに限る。 。)に属する指定工場等から排出される水又は 廃液を受け入れている終末処理場(下水道法) 昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六項に 規定するものをいう。以下同じ。)を有するも ので一定のものに限る。)	
	ほう酸製造業	一〇〇
	金属鉱業	一五〇
	粘土かわら製造業(つわ薬かわらを製造するもの に限る。)	
	つわ薬製造業(つわ薬かわらの製造に供するもの を製造するものに限る。)	

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に 関して、一リットルにつきミリグラム)	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	五〇〇
	化学肥料製造業	一四〇
	イットリウム酸化物製造業	二〇〇
	酸化銀製造業及び触媒製造業	二五〇
	下水道業(特定の事業者の事業活動に主として 利用される公共下水道事業に係る終末処理場) 指定工場等(モリブデン化合物製造業、ジルコ ニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物 製造業に属するものに限る。)(から排出される 水又は廃液を受け入れるものに限る。)(を有す るものに限る。)	三〇〇
	電気めつき業	五〇〇
	酸化コバルト製造業	七〇〇
	畜産農業	九〇〇
	炭酸バリウム製造業	一〇〇〇
	黄鉛顔料製造業	一三〇〇
	すず化合物製造業	二〇〇〇
	ジルコニウム化合物製造業、モリブデン化合物 製造業及びバナジウム化合物製造業	二四〇〇
	硝酸銀製造業	二五〇〇
	貴金属製造・再生業	五〇〇〇

ネオジム化合物製造業

備考

- 1 この表の数値は、府令第二条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 この表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に定める業種その他の区分に属する指定工場等が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、新規則別表第四の一の二の(一)、同表の二の三の(一)又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる規制基準が定められているときは、当該指定工場等に係る汚水については、それらの規制基準のうち、最大のものを適用する。
- 3 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定のもの」とは、次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。

$$Ci \cdot Qi$$

Q

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci 当該終末処理場に水又は廃液を排出する旅館業に属する指定工場等ことに、当該指定工場等から当該終末処理場に排出される水又は廃液に含まれるほう素及びその化合物の通常の値（単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）

Qi 当該指定工場等から当該終末処理場に排出される水又は廃液の通常の量（単位 一日につき立方メートル）

Q 当該終末処理場から排出される汚水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十一号

山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県景観条例施行規則（平成二年山梨県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号を次のように改める。  
 十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構

附則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

山梨県規則第四十二号

山梨県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県漁業調整規則の一部を改正する規則

山梨県漁業調整規則（昭和二十七年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。  
 第二十五条中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「もつてするのは」を「使用する場合については」に、「荒川 甲府市平瀬町 桜橋標木から上流」を「荒川 甲府市平瀬町 中巨摩郡敷島町大字吉沢」に改める。

流を「荒川 甲府市平瀬町 桜橋標木から上流」に改める。

「甲斐市大字吉沢」

附則

この規則は、平成十六年九月一日から施行する。

山梨県規則第四十三号

山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規則

山梨県立農業大学校学則（昭和五十九年山梨県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「北巨摩郡双葉町」を「甲斐市」に、「北巨摩郡長坂町」を「北杜市」に改める。

附則

この規則は、平成十六年九月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定（「北巨摩郡長坂町」を「北杜市」に改める部分に限る。）は、平成十六年十一月一日から施行する。

山梨県規則第四十四号

山梨県土地収用手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県土地収用手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県土地収用手数料条例施行規則（平成十二年山梨県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号から第七号までを次のように改める。

- 四 独立行政法人水資源機構
  - 五 独立行政法人都市再生機構
  - 六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
  - 七 独立行政法人緑資源機構
- 第二条第八号及び第九号を削る。

附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

#### 山梨県規則第四十五号

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則（平成十六年山梨県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第二十条の二第九項」を「第二十条の二第十項」に、「第三十八条の四第十九項」を「第三十八条の四第二十項」に改める。

「第20条の2第9項」を「第20条の2第10項」

第一号様式及び第四号様式中

第38条の4第19項」を「第38条の4第20項」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 山梨県規則第四十六号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第一条 山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三の表中「身延町」を「身延町（平成十六年九月十二日における身延町の区域に限る。）」に、「芦安芦倉及び芦安通」を「平成十五年三月三十一日における芦安村」に、「春日居町」を「甲斐市 春日居町」に、「六郷町 下部町（中之倉トンネル以東の地域を除く。）」を「六郷町」に、「中富町」を「身延町（平成十六年九月十二日における身延町の区域及び中之倉トンネル以東の区域を除く。）」に、「竜王町 敷島町 双葉町 上野原町」を「上野原町」に、「大和村 明野村」を「北杜市（平成十六年十月三十一日における明野村の区域に限る。）」に、「須玉町」を「北杜市（平成十六年十月三十一日における須玉町の区域に限る。）」に、「芦川村 武川村」を「北杜市（平成十六年十月三十一日における武川村の区域に限る。）」に、「富士吉田市」を「富士吉田市 北杜市（平成十六年十月三十一日における明野村、須玉町及び武川村の区域を除く。）」に、「下部町（中之倉トンネル以東の地域）」を「身延町（中之倉トンネル以東の区域）」に、「高根町 長坂町 大泉村 白州町 忍野村」を「忍野村」に改める。

第二条 山梨県建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第五条の三の表中「石和町」を「笛吹市（平成十六年十月十一日における石和町の区域に限る。）」に、「春日居町」を「笛吹市（平成十六年十月十一日における石和町の区域を除く。）」に、「勝沼町 御坂町 一宮町 八代町 境川村」を「勝沼町」に改める。

附 則

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第五条の三の表の改正規定（「芦安芦倉及び芦安通」を「平成十五年三月三十一日における芦安村」に改める部分、「春日居町」を「甲斐市 春日居町」に改める部分及び「竜王町 敷島町 双葉町 上野原町」を「上野原町」に改める部分に限る。） 平成十六年九月一日
- 二 第一条中第五条の三の表の改正規定（「身延町」を「身延町（平成十六年九月十二日における身延町の区域に限る。）」に改める部分、「六郷町 下部町（中之倉トンネル以東の地域を除く。）」を「六郷町」に改める部分、「中富町」を「身延

- 町（平成十六年九月十二日における身延町の区域及び中之倉トンネル以東の区域を除く。）に改める部分及び、下部町（中之倉トンネル以東の地域）を「身延町（中之倉トンネル以東の区域）」に改める部分に限る。） 平成十六年九月十三日
- 三 第二条の規定 平成十六年十月十二日
  - 四 その他の規定 平成十六年十一月一日

#### 山梨県規則第四十七号

山梨県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県風致地区条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「同項」を「同項各号」に改め、「等」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

#### 山梨県規則第四十八号

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（昭和四十八年山梨県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、「、中小企業総合事業団」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。